

### 四丁目御禮廣告

舊年末聯合賣出しは御蔭を以て増籤又増籤豫期以上の賣上額を計上し大盛況裡に終了致し候之れ畢竟世間皆様の厚き御同情の賜と町内一同只管感謝に不堪處に御座候茲に紙上を以て御禮申上候 敬白

### 四丁目聯合商店一同

### 森下の大景品 付大賣出し

目茶苦茶の安賣金貳拾錢以上御買上の方に  
大景品差し上げます  
玩具、文具、糸類

### 赤心堂病院

外科一般 耳鼻咽喉科 男性病科 女性病科 光線科

田町 電話四七五番

### 年末年始の贈答には アルミニウム食器を

關原商店 (電話五百六十番)

### 平町實費病院

小兒科一般、内科、皮膚花柳病科(血液検査)  
外科、婦人科、耳鼻咽喉科

平町郵便局裏(電話五一五番)

### 福引景品付大賣出し

期日(正月二日ヨリ 三日間)  
御買上ゲ高金壹圓毎ニ福引券差上ゲマス  
何卒御早く御来店下さい  
當日ハ御混雜致シマスカラ商品切手發行シマス

### 和久井屋漆器店

平町一丁目 (電話四〇五)



日刊 發行兼編輯人 川崎文治 本社下町番地(電話六三〇番) 印刷所 常盤毎日印刷所

### 舊二十八日より 正月三日まで

吉例大賣出しは目出度終了致しました此の大盛況の御禮として第五回を催します御買上高一圓毎に福引券一枚宛差上ます

何卒相變らずドシドシ御買上げ下さいませ

景品……々々々々?

惠比壽大黒福神一對 桐タンス戸棚白米一俵 時計ノリヤス其他

五日間は 大車輪大奮發

新開大野屋 伊達屋 正木屋 山邊屋 和泉屋 金屋 盛屋 吉屋 井屋 入野 三野 笠野 馬屋 吾妻 福田 袋田 大内 鈴屋 玉山 山部 大竹 五丁目

### 冬服新荷着

◆新しい品新しい型冬服が澤山揃へました  
◆値段は昨年の二割乃至一割半安の下記の通りです

### 脊廣三ツ組

◆紺黒サージ 1.78圓ヨリ  
同 2.67圓マテ  
◆メルトン類 1.5圓ヨリ  
同 2.23圓マテ  
◆スコッチ類 2.34圓位

### 詰襟上下組

◆紺黒サージ 1.1圓位ヨリ  
同 2.0圓位マテ  
◆メルトンラシャ類 14.5圓位  
其他種々冬物取揃へました

なかや洋服店 電話二〇三

### 賣れ行きが事實を證明する 品質聲價共に抜群の!!

### 磐城セメント

磐城セメント會社特約店  
和洋銅鐵 釜屋商店  
金物問屋 釜屋商店  
磐城平町五丁目 電話九番 一三九番

▽良品廉賣し勝る商畧なし△  
▽確實敏捷は釜屋の生命なり△

### 禪の公案

常盤毎日新聞 木村正三郎 (九)

(點心とは不時の小食をいふ、心鎮めといふ義で腹ふさぎに同じ)處が老婆は車上の書物を見て、アレは何だと問うたので、徳山は金剛經の疏抄だと答へました其の時老婆は首肯して、金剛經は有難いお経ださうです、就いては和尚に一間がある、それに答へたら婆の方から團子を御供養致します、答へ得ずば賣ることでもならぬ、お氣の毒だが他で買はつしやいと云つて、さ

### 腸胃 専門科

腸胃 十二指 腸虫病

### 梅毒 専門科

肝包 門病 淋病 婦人病

### 松村病院

町南平 電話七〇一

### 決算報告

未拂込資本金 三三、七〇〇、〇〇〇  
諸貸付金 六三、九五八、五〇〇  
他店へ貸 一九、二四七、七〇〇  
諸所有物勘定 四、三九、九五〇  
營業所建築費 三、六四、二〇〇

奥羽銀行同盟會基本金 三、〇〇〇、〇〇〇  
預け金及現金 一〇九、二二、七〇〇  
合計 一、一六五、五六六、五〇〇

負債之部  
資本 金 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇  
諸積立 金 三、七〇〇、〇〇〇  
諸預り 金 五〇〇、〇七〇、〇〇〇  
他店ヨリ借 六、二四八、二五〇  
未拂利息未拂割賦金及未經過割引 一、一六七、六〇〇  
當期純益 金 二〇、二三三、九〇〇  
合計 一、一六五、五六六、五〇〇

利益金處分案  
金五千壹百圓 諸積立金  
金壹千圓 重投資與金  
金七千九百六十八圓七拾五錢 株主配當金  
金六千四百四拾五圓貳拾四錢 後期繰越金

右之通り  
昭和元年十二月卅一日  
石城郡四倉町  
株式會社 四倉銀行  
頭取 吉田保之助

た。そこで徳山例の車を押して龍潭を訪ひましたが、此の時はまだ持前の覇氣が衰へませぬから、門を跨ぐや否や、先づ「久響龍潭、及三到來」潭也不見龍也不現」なんと久しく龍潭の名は聞いてゐたが、来て見れば潭もなく龍も居らぬではないかと、開口一番冷罵を浴びせて龍潭を試みましたが若し拙い挨拶でもしたら、附け入つて取つちめてくれようとの下心が見えます。然るに龍潭はすまじきもので、少しく身を屏風の後ろに引きながら「子親到龍潭」と答へました。(つづく)

### 通俗講演の大家……

## 久留島安倍兩氏來平

### 元郡會議事堂にて講演

平町教育會、在郷軍人分會、青年團の聯合主催にて來る五日午後六時半より元郡會議事堂に於て通俗講演會を開催する、講師は本邦に於ける通俗講演の大家として知られたる久留島武彦、安倍季雄の兩氏にて演題左記の如くである

大正の時代を顧て 久留島武彦氏 使ふ者使はるゝ者 安部 秀雄氏

因に兩氏は同日午前中平第一第二兩小學校の児童及び警城高等女學校生徒の爲めに夫々講演を試みられる事になつてゐる

### 労働爭議變じて

## 段々夫婦喧嘩に

### 本日警察部長來郡

物情騒然たる警城炭礦の爭議は未だ終局をぐるに至らないが一方労働者の生活状態は

### 舊年末

を控へ日用品購入にも事缺くので愈々秋風が起つて來た、隨所に墮氣が漲る——然るに會社の意志は依然として強硬なものあり提出する要求事項は悉く却下となりすこしも成功を納め得ない、坑夫組合員の家庭にあつては昨今之が爲め労働爭議は遂に夫婦爭議と化し舊正月の迫ると同時に

### 山の神

妻君連が鳴動し來たり爭議より此の方が問題で今や警炭界未會の労働爭議も夫婦喧嘩に終りを告げ様としてゐる因に藏重本縣警察部長は爭議視察の爲め本日來郡した

### 基督教會

## 合同奉悼式

平町所在の各基督教會は來る二月七日の御大葬儀當日を期し午後七時より材木町バプテスト教會堂に各教會の信徒全部參集、聖公會加藤牧師司式の下に嚴肅なる奉悼式を執行する由

### 野菜の値が

## 酷寒で上る

### 畑から掘れず

平町地方の野菜類は一般に生産過剩のため近年に見ない大暴落をして生産家が大こぼしである事は再三記したが昨今同地方にまれな酷寒が襲來したので油菜、ニンジン、ゴボウ、ネギ等日

用の野菜類を畑から掘出す事が容易でなくなりために出まわり出に不足を告げるの同様となり舊年末を前にしていづれも大變値が上り油菜の如き十錢に十二わ

## 江名町長再び卒倒

### 町民は容態を憂慮

石城郡江名町長中山元治氏は昨夜六時頃自宅にて突然卒倒した、同氏は以前にも輕微な腦溢血にて卒倒した事あり今度は二度目である丈に重態らしく常に同氏の徳望に私淑して居た全町民は非常に容態を憂慮して居る

## 石炭正貫販賣

### 阿部商店の試み

平驛前阿部石炭商店は從來卸賣のみであつたが今回小賣も兼ねる事となり顧客に最も忠實な方法として俵賣りを廢し正貫販賣を開始すると因に石炭は警城炭礦採掘のものであるから品質に心配なく値段も十貫目につき一等八十錢、二等六十五錢、三等五十錢と云ふ廉價

## 各濱不漁

### 稀れな淋れ方

石城沿海小名濱、江名、豊間、四倉等の各濱では昨今不況のため漁業家の窮迫甚だしく舊正月の切迫と共に抱への漁夫に越年金を貸しつける例となつてゐるが本年はそれが出来ないで漁夫連はこの暮をどうして越したのかと四苦八苦の體で各濱の昨今は火の消えたやうなさびれ方である

## 約八千罹病

### 今回の感冒で

今回の感冒は肺炎を併發する虞あり一家數人枕を並べてゐる家庭も少くない之が爲め石城郡内五十校の児童三萬四千人中約四分の一八千人は之れに胃され缺席或は早退をなしつつある有様である

## 社告

明日より三日間は舊曆正月三日日に相當致します爲め例年の通り工場員及び従業員慰安の爲め休刊致しますから御諒承願ひ上げます

## 常警毎日新聞社

何故かなら布地を傷け汚れる取れ工合も不十分だからである

△肉のこまぎれを軟く煮るには肉を鍋に入れて、全部が沈む程の水を加へてそれが僅ばかりの食鹽を混じ、出来るかぎり長い間トコ火で煮るがよろしい

△阿部川餅を初め、たはぎ



主婦のメモ

◆揮發油で絹物などの汚れを拭き取る時には必ず右ならば右へ左ならば左へとブラシをかける事が必要である

等すべてお餅に黄粉をつける際、混ぜる食鹽や砂糖はよく混ぜ合せて見て加減のよいところでお客に進めるのである。黄粉をつけた上に更に砂糖を添へて出すのは不經濟でもあり下手を證明するのである

## 募集

文藝其他投稿を募集します

## 大瀧問題縣會速記集

(五十)

井上氏の質問演説に於ても要するに斯かる本人の意思の表示の書類が澤山あり又水利使用規則に違反してある廉あるに拘らず縣自ら制定した水利使用規則を之を實行しないと云ふことはどう云ふことであるか斯う云ふことを御聽きして置きたいのであります、是は私は何の爲に水利使用規則を設けられて居るのであ

るか而も縣が制定した以上は取締らなければならぬ筈であるに拘らず事實は立派に第三者に譲つて居るのであるさう云ふことを取締らす實行しないと云ふことはどう云ふ譯であるかと云ふことを改めて此二つを御聽きしたいのである、

△參與員(半井清君)

第一の大瀧水利の問題に就て重ねて御質問でありました、要するに縣は此水利使用許可に依つて平町の既得權を害するものでないか云ふ意見を持つて居るのでありますから隨て諮問の必要も認めなければ、又水利使用規則を適用しまして是か

取消すると云ふ處置に出でなかつた譯であります尙其他に就ても御質問でありましたに要するに縣の解決の基礎は其處に置いて居りますからそれに依つて他の問題も自から御諒解の出来るものと思ひます、

二十九番(井上茂作君)

只今の御答辯は私に甚だ怪しからぬと思ふのであります、大瀧發電所に許可した事の平町と縣との所見を異にする事は是は別であるけれども縣の方に於ては平町に害を與へないものと認められたから、それであるから水利使用規則に違反があつても之れを問はないと云ふ

やうな御答辯のやうに私は承つた、それは別個の問題でないか、苟も縣が水利使用規則に違反すると云ふことを認めたらば何故其規則に依つて處罰しないのであるか若し處罰をしないと云ふことならば斯んなものは無用の長物ではないか何の爲めに水利使用規則を設けて居るか、平町と縣との所見を異にして居ることには是は別問題である所見を異にして居るからと云つて此水利使用規則を無視するべし等のものでないかと私は思ふ、もう少し的確な御答辯を得たいと思ふ、

△參與員(半井清君)

此席から御答へしますが私の答辯に就きて誤解があつたやうであります、私は今では平町の既得權を害したのではない、隨て第三者の利益を害するものでもなし又之を水利使用規則に照して見ても違反と認めないと云ふ様な意味で今お答申し上げたのであります、

二十九番(井上茂作君)

私が屢々お問ひ申上げたのとはまた出願した許りの水利權を他に譲渡した事實があるのに之れが水利使用規則に違反しないと當局は御認められてあるかもう一應改めてお聞き申して置きたい